

回 答 書

回答日：令和6年4月9日

発注機関名	白馬村長 丸山俊郎	公告日	: 令和6年4月1日
工事名 工事箇所名	令和6年度 黒豆沢 R5災 宅地土砂排除災害復旧工事		
質問内容	<ol style="list-style-type: none">1. 別荘・住宅周辺の排土作業により損壊・倒壊の恐れのある建物が存在するが、損壊・倒壊等が発生した場合の責任の所在・対応について考えを説明願います。2. 宅地の境界確認、境界復旧は発注者にて行うものと考えて良いですか。3. 宅地内には水道設備、燃料設備、庭石、ベンチ等が埋没している可能性があります、施工時に損傷した場合の補償、補修、処分費は変更対象とまりますか。4. 建物の解体工事は公的に行うか、所有者にて実施か伺います。5. 改良剤（固化剤）の使用量は実数にて変更可能か。6. 設計土工数量は地山換算しておりますが、現地土砂は水分を多量に含んでおりダンプトラック、不整地運搬車には予定積載量の60～70%程度の積載量であり、実施歩掛とは大きな差があります協議にて歩掛変更は可能ですか。7. 縦・横断等設計図がありませんので起工測量は必要ないと考えて良いですか。8. 土量の確認方法は運搬車両の台数管理で良いですか。9. 宅地内の支障木を伐採しないと排土施工は不可能ですが、伐採・運搬・処理費が未計上となっております詳細について明示願います。10. 残土処分費の単価は平成6年度単価に変更可能ですか。11. 現場状況により敷鉄板、仮排水、水替、交通誘導員等の仮設が必要になった場合協議により変更可能ですか。		

<p>回 答</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的に倒壊の危険がある範囲までは排土作業を行わない想定をしています。（建物に干渉する部分は建物所有者もしくは行政が実施する建物解体工事とともに実施）万が一倒壊等が発生した場合、それが排土作業のみに起因するものあれば発注者、施工者ともに責任を負わない旨を土地所有者等に連絡済みです。（ただし、公費解体対象家屋の扱いは別途協議とします。） 2. 境界確認及び復旧は各地権者間で行うこととし、その旨は発注者にて地権者に連絡及び確認をします。ただし作業中に確認された境界杭等については極力その残置に協力をお願いします。なお、施工範囲の確認については発注者、受注者で現地確認します。 3. 通常の排土作業における宅地内付帯物件の損傷については発注者、施工者ともに責任を負わない旨を土地所有者に連絡済みです。また、残置することで施工上支障となる物件についてはストックヤードに仮置きし、処分については本工事に含まず別途環境衛生所管課の対応となります。 4. 位置の移動した建物で廃棄物扱いとなる物件は別途環境衛生所管課によって対応となります。それ以外の建物解体については現時点で公費私費の解体区分けは決定しておりません。なお、最終的な解体撤去は所有者の判断となりますので、排土作業にあたっては極力所有者の意向に沿えるよう協力をお願いします。 5. 試験施工の結果に基づく変更を基本とします。 6. 小運搬については、施工状況と合わせないと認められる場合は変更の対象としますが、残土搬出については改良後の土砂の搬出ですので、高含水状態ではなく普通の土砂と判断しています。 7. 起工測量は必要なしとしますが、適宜、堆積厚の検測と回答2の通り、施工範囲の確認は行ってください。 8. 原則として台数管理とします。処分方法に変更が出た場合は、管理方法を変更する場合があります。 9. 宅地内の支障木は伐採をしないことを想定しています。やむを得ない箇所は協議により対応することとします。 10. 現場説明事項・施工条件明示事項(20)その他の通り、長野県 大町建設事務所統一単価の令和6年度版において、単価に変更があった場合は変更する事とします。 11. 必要が認められた場合は、協議のうえ変更の対象とします。
------------	--